

赤村新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業者支援金について

(病院・保育所・障がい者施設・高齢者施設)

急激に感染拡大する新型コロナウイルス感染症(オミクロン株)に即応し、感染拡大防止対策の徹底を行う村内の病院等施設に対して、事業の継続のために購入するマスク、消毒液等の衛生用品、パーテーション、空気清浄機等の感染症対策用の備品の購入費用や蛇口の自動水栓化、換気機能の追加等の改修費用を支援します。

1 対象者…次の条件を全て満たす病院等が対象となります。

- (1) 令和3年分の確定申告又は村民税・県民税の申告において、営業等事業収入が計上されている(又はされる見込みである)こと。(社会福祉法人を除く。)
- (2) 病院等施設が赤村にあること。
- (3) 今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 交付された支援金を新型コロナウイルス感染症対策のみに活用すること。
- (5) 交付された支援金を活用し、購入した衛生用品等の領収書(支払状況が明確に分かるもの)を5年間必ず保管すること。
- (6) 不交付要件に該当しないこと。

2 交付額

- (1) 病院、保育所、障がい者支援施設、高齢者施設(定員20人以上)20万円
- (2) 高齢者施設(定員20人未満)10万円

※ 交付はいずれも1回限り。

※ 申請内容に虚偽が判明した場合、領収書の保管が出来ていない場合など、支援金の返還を命じることがあります。

3 不交付要件…次のいずれかに該当する事業者は支援金の交付対象となりません。

- (1) 村税等の滞納がある者
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表1に規定する公共法人
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (6) 宗教上の組織又は団体

(7) 政治団体

(8) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと村長が認める者

4 提出書類…以下の書類を各 1 部ご提出してください。

(1) 赤村新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援金交付申請書(様式第1号)

(2) 赤村新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援金交付申請に係る誓約書
(様式第2号)

(3) 納税証明書(社会福祉法人を除く。)

(4) 振込先の通帳の写し(法人・本人(申請者)名義に限る。)

(5) 本人確認書類の写し(役場が本人確認できる場合は不要。法人の職員の場合は職員証等でも可能。)

(6) その他必要な資料…支給要件等が確認できない場合に、追加資料をお願いすることがあります。

5 申請受付期間…令和4年2月1日(火)から令和4年3月15日(火)まで

6 申請の方法…役場の受付窓口にお越しください。

※ 窓口での密を避けるため、電話予約をお願いしています。なお、申請に係る費用は申請者がご負担ください。

7 交付の方法…交付決定通知書を送付いたします。

※ 不交付の決定を行った場合は不交付決定通知書を送付いたします。交付決定後に銀行振込みにより交付いたします。

8 お問合せ

赤村役場産業建設課産業振興係(0947-62-3000(内線 330))

メールアドレス: aka-s.sansin@vill.aka.lg.jp